

# 福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人	介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------	----------------

## ② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		社会福祉法人 豊春福祉会	
名称:	那覇市認定こども園 古蔵こども園	種別:	那覇市公私連携幼保連携型 認定こども園
代表者氏名:	理事長: 瀬名波 榮喜	定員(利用人数) (利用室数):	105(97)名
施設長氏名:	園長: 武富 美智子		(4)室
所在地:	〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵1丁目33番2号	電話番号:	098-853-0065
開設年月日	平成30年4月1日	ホームページ:	<a href="http://toyoharu.jp/kindex.html">http://toyoharu.jp/kindex.html</a>
職員数	常勤:(18)名、非常勤:(5)名、計:(23)名		
専門職員の人数	保育教諭	(14)名	栄養士 ( )名
	子育て支援員	( )名	保育士 ( )名
	調理師	(1)名	( )名

### 職員の状況に関する事項

	園長	副園長	教頭	主幹保育教諭	保育教諭	保育士
常勤	1名	1名	0名	1名	12名	0名
非常勤	0名	0名	0名	0名	2名	0名
	調理員	栄養士	看護師	保健師	嘱託医	用務員
常勤	2名	0名	0名	0名	0名	0名
非常勤	1名	0名	0名	0名	0名	2名
	事務職員					計
常勤	1名	名	名	名	名	18名
非常勤	0名	名	名	名	名	5名
施設・設備の概要	遊戯室、多目的室、園庭					

### ③ 理念・基本方針

#### 【理念】

- ・子どもの「やってみたい」と「体験」を大切にします。

#### 【教育・保育目標】

- ・「創造力豊かで 主体的に生活できる子」

#### 【教育・保育方針】

- ・子どもの人権や自主性を尊重する。
- ・子どもが信頼を育み、共に育ち合う。
- ・様々な経験や体験ができる環境を整え創造力を育てる。
- ・家庭にはない集団生活という環境の中で規範意識を高める。

#### 【目指す園児像】

- ・心身ともに健康で明るい子
- ・よく考え 行動できる子
- ・素直で思いやりのある子
- ・自然を愛し 想像力の豊かな子

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

○こども園が中心になって小学校と近隣保育園、幼稚園との定期的な交流活動を実施しています。近隣保育園の5歳児クラスと交流して情報交換するとともに、小学校と連携して1年生の授業見学や5年生による読み聞かせと給食体験等の活動を行っています。

○子ども達が種を植えた100本のヒマワリの花が見事に咲き、みんなの目を楽しませ、園庭には様々な樹木や草花、畑があり、小動物を飼育し、日々子ども達が自然に触れのびやかに育つことを願って環境構成を工夫しています。

○園庭は、全身を使って様々な身体活動ができる遊具を配置し、一人ひとりの子どもが、目標を持ちながら、様々な運動に取り組んでいます。

○自園調理を実施し、献立に郷土料理や行事食を取り入れ、調理室前にランチルームを設置し、調理師が子ども達の食育活動に積極的に関わっています。菜園で子ども達が育てた野菜（なす・キュウリ・ゴーヤー・オクラ等）を観察し、収穫して給食の食材に取り入れたり、クッキングを楽しんだりしています。

#### 【健康管理】

- ・新入園児面接（健康状態や発育・発達状況・公的検診の受診・予防接種履歴等）にて把握しています。
- ・アレルギー児の対応は主治医の指示を受け、保護者への安心感と園児の安全を確保しています。
- ・毎月の身体測定、内科健診・歯科検診・視力検査（年2回）、尿検査（年2回）、ぎょう虫検査（年1回）を実施しています。
- ・手洗い・うがい・歯磨き指導をしています。（日頃の保育の中で健康習慣を身につけさせています。）
- ・感染症に関しては、職員の衛生意識の向上と新型コロナウイルス感染症予防対策のマニュアルを遵守し、子ども達の健康管理に努めています。

#### 【食事】

- ・自園調理を実施し、郷土料理や行事食を取り入れた献立は変化に富み、楽しく食事を味わえるような環境作りを行っています。（各クラス交代でランチルームを使用）
- ・アレルギー対応食はマニュアルに沿って、配膳の流れやテーブル・食器を分けるなど配慮を行っています。
- ・食育活動として、旬の野菜の栽培や収穫、調理までの体験により、食べ物への興味や関心を培っています。
- ・年一回の栄養評価による食事の評価、改善が実施されています。

**【地域との交流】**

- ・近隣にある学童施設との情報交換や、地域にある老人施設に園児が訪問して交流活動を行なっています。
- ・勤労感謝の日に向けて園児がプレゼントを作り、学校長・交通安全指導員・消防署職員・近隣の銀行等へ訪問して、感謝の気持ちを届けています。
- ・近隣保育園の5歳児クラスとの交流や、小学校1年生・5年生との交流活動を行っています。
- ・地域の親子が気軽に利用してもらえるよう、園庭開放を行っています。
- ・地域のボランティア活動の方と、校区内の環境整備（草刈りや近隣の公園のクリーン作戦等）を園児と行っています。

**【施設の公開・見学】**

- ・古蔵こども園ホームページに施設の情報を掲載し、子どもたちの園での様子をブログにて公開しています。
- ・見学については電話での申し込みが多く、日程を合わせて随時受け入れています。園長・主幹保育教諭が園内を案内しながら質問等に答えるようにし、保育体験等も勧めています。

**⑤ 第三者評価の受審状況**

<b>評価実施期間</b>	2021年6月12日（契約・職員説明会）～10月2日（職員報告会）	
	訪問調査	8月28～29日
	評価結果確定日	2021年10月15日
<b>受審回数 前回の受審年度</b>	2回目 ( 2019年度 )	

**⑥ 総評****◇特に評価の高い点**

**1 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。**

小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、全体的な計画と5歳児の年間や月間指導計画に小学校との連携や接続が位置づけられている。小学校との接続計画として、接続期カリキュラムが作成されている。小学校との連携は、近隣の幼稚園や保育園、小学校との保・幼・こ・小連絡協議会があり、交流活動として連携計画が作成され、古蔵こども園の園長が主体となって展開している。1年生の授業見学に、誕生月の園児と保護者が参加し、近隣の幼稚園児や保育園児で古蔵小学校へ入学予定の子どもも参加している。コロナ禍で5年生との交流（読み聞かせ会、給食試食会）やプール活動、1年生のお招き会は中止となり、1年生から園児にメッセージがプレゼントされている。小学校との合同運動会も昨年から中止し、それぞれで実施している。教員との連携は、小学校担任とこども園の保育教諭が情報交換を行い、こども園の公開保育が実施されている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿」の視点にもとづいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。

関連項目 23, 25, 57

## 2 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

子どもたちが主体的に活動できる環境としては、全体的な計画にアクティブラーニングを方針として位置づけ、室内にはクラスの部屋以外に遊戯室や絵本コーナー、ランチルームがあり、廊下には座ってくつろぎ、遊べる場がある。各部屋では用具やおもちゃが子どもの目の高さに置かれ、選んで遊べるようになっている。虫取りができるように網や虫かごを設置している。グッピーやめだかも観察でき、壁面には育てたひまわりの種で作った絵が飾られている。絵本コーナーでは同じ本が数冊準備され、同時に読むことができる。遊戯室では8000ピースのカプラを使って子どもたちが制作した聖火台や五輪マーク、スカイツリー、首里城など大型の作品もある。オリンピックの開催に合わせた掲示物は子どもたちのイメージを膨らませる工夫がされ、子どもたちがやってみたいという期待感やオリンピックへの憧れの芽生えを育む内容となって、万国旗の作成等に展開されている。園庭は広く、鉄棒や雲梯、ブランコ、砂場等があり、子どもたちはドッジボールやサッカー、竹馬等、身体を思い切り動かして活動できる。外部講師による運動遊び（体育）があり、月2回、全クラスを対象に体育指導年間計画に基づいて、マットや鉄棒、跳び箱、縄跳び、トランポリン、ボール遊びが取り入れられている。園庭の一角には梅やガジュマル、アカギ等の樹木で木登りや虫取りができ、うさぎ小屋では小動物に触れ合う場にもなっている。朝顔やひまわり、ホウライカガミ等が植えられ、おおごまだらが卵から幼虫、黄金のサナギを経て成虫へと変わる様子も観察できるなど、多様な戸外遊びや活動が展開できる環境が整備されている。

関連項目 48, 51

## 3 標準的な実施方法（マニュアル）が整備され見直しが行われている。

教育・保育に関する標準的な実施方法（マニュアル）については、苦情等解決対応や事故発生時の対応、災害時対応や実習生受入れ等各種マニュアルが整備されている。プライバシー保護マニュアルには排泄や着替え時に子供の羞恥心に配慮することが記載され、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルには感染者や濃厚接触者のプライバシーに配慮することが記載され人権尊重の姿勢が明示されている。マニュアルは全体職員会議で読み合わせ、新任職員には個別に指導している。標準的な実施方法は、年度末に園長、副園長、主幹保育教諭、各クラスリーダー保育教諭で検証して見直している。今年度は新型コロナウイルス感染症対応や健康管理、危機管理や苦情解決対応等、多数のマニュアルが見直され、ラインの導入にあたっては、新たに「ライン公式アカウントのマニュアル」が作成されている。職員から安全チェックリストの項目内容や嘔吐物処理キットの内容を変更する提案があり、マニュアルの見直しに反映されている。

関連項目 40, 41

## 4 子どもが食事を楽しみ、おいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

食育年間計画が作成され、全体的な計画や指導計画に食育を位置づけている。食事は子ども園で調理され、天然ダシにこだわり、手作りのおやつが提供されている。献立は季節や行事に配慮され、残食も少ない。子どもが達成感を味わえるように園児の食べられる量を盛り付け、偏食のある子どもには少量から挑戦できるように配慮している。毎月、保護者に配布する給食だよりに献立表と食に関する情報を掲載して提供している。給食の献立から子どもたちに好評の調理方法を一品ずつ印刷して玄関先に置き、希望する保護者に提供している。調理室は透明のガラス張り、ランチルームから中の様子が見え、子どもたちが食への関心を持つことができ、調理員も食事の様子が見られるようになっている。現在は、コロナ禍のため給食時は使用せず、育てた野菜を使ったクッキング（ピザ作り）等、クラス単位の活動の場として使用している。食育として、季節に合わせてゴーヤーやオクラ、ニンジン、大根等を植え、子どもたちが水やりから収穫までを担い、給食の食材として味わい、大根は持ち帰って家庭で調理してもらい、おやつで食べたスイカの種を植えて育てるなど、食育等に関する豊かな経験ができるように取り組んでいる。季節感のある献立としてオクラやゴーヤー、デザートにスイカ等が提供されている。地域の食文化としてイナムドゥチやクーブイリチー、サーターアンダギー等が毎月提供されている。行事食として2月は赤鬼さんライス、3月は雛寿司、5月はこいのぼりハンバーグ、7月は七夕にちなんでひし形コロケが提供され、安心して食事が楽しめる取組が行われている。

関連項目 61, 62

## ◇改善を求められる点

1 中・長期の収支計画の策定及び中・長期計画の内容を単年度計画に具体的に反映させることが望まれる。

中・長期計画には、理念や基本方針の実現に向けた2018～2022年度までの5年間の計画が策定されている。その内容は設備や人材育成、教育研修、教育体制、安全対策、積み立て計画等となっており、具体的な内容になっている。中・長期計画は毎年見直しがされている。

計画の実現に向けた中・長期の収支計画の策定が望まれる。また、単年度の事業計画に中・長期計画の年度の事業を具体的に明示することが望まれる。

関連項目 4, 5

2 指導計画の作成に当たりアセスメント手法や短期の指導計画作成の検討が望まれる。

指導計画は教育・保育要領に基づいて、全体的な計画に位置づけて作成され、年間指導計画や短期指導計画は評価・見直しが実施されている。「指導計画を策定するための手順書」が作成され、アセスメントは入園時の面接で基本的な生活習慣の達成状況を確認し、家族構成や成育歴、予防接種状況等は児童票で把握している。特別な配慮を必要とする子どもについては、市の発達支援センターからの巡回相談時や子どもが利用している児童デイサービス事業所との会議等で子どもの情報等を得て、保護者の意向や同意を得て、個別支援計画が作成されている。個別の教育支援計画についてはクラス担任が作成し、主幹保育教諭や園長が確認している。年間指導計画は、年度末に職員会議で評価・反省が行われ、週・日案は週案会議で評価する体制となっている。

指導計画の作成にあたっては、アセスメントに基づく課題の協議や課題に沿った目標の設定等、アセスメント手法を確立し、月間指導計画の評価・見直しの実施、及び週・日案の年齢ごとの作成が望まれる。

関連項目 42, 43

## ⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回2度目の第三者評価を受審することにより、全職員で保育環境・地域社会との連携・保護者支援・マニュアルの整備等を見直す良い機会となりました。

また評価者の方々から、こども園の運営管理から、教育保育内容の細かな部分を的確に指導・評価して頂き、多くの学びを得ることが出来ました。感謝の気持ちで一杯です。高い評価をいただいた点については、今後更に内容を高めるように努め、改善すべき点についてもより一層努力して前向きに取り組んでいきたいと思えます。

保護者アンケートでは、回収率・満足度が高かった事や、園の理念・保育方針の周知度も高かった事は大変嬉しく思います。また、保護者のニーズや思いを知ることができ、今後も子ども達や保護者の立場に立った温かい保育サービスの提供を目指し、全職員で保育の質の向上、自己研鑽を行っていきたく思います。

アンケートに協力いただいた保護者の皆様、丁寧なご指導・評価を下さいました第三者評価の皆様、有難うございました。

## ⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 評価結果

項 目			評価 結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断 基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、「子供のやってみたいと体験を大切にします」の理念や4つの基本方針が入園のしおりやパンフレット、全体的な計画に記載されている。理念は、認定こども園が目指す方向や考え方を読み取ることができる。基本方針は、年度の事業計画や全体的な計画に「教育・保育方針」として表示され、職員の行動指針となる具体的な内容となっている。理念等は年度末の全体職員会議と年2回の職員面談において周知している。保護者には、入園のしおりに記入して配布するとともに、絵や写真などを取り入れたわかりやすい資料を、パワーポイントを使用して説明し周知されている。クラス開きで担任からも保護者に説明されている。</p> <p>理念をホームページにも掲示することに期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、社会福祉事業全体の動向については行政主催の説明会や全国認定こども園沖縄県支部主催の研修会に園長が参加して把握している。那覇市子ども子育て支援事業計画の統計資料等からこども園が位置する地域の子どもの推移や対象児童の減少等の特徴を把握し分析している。税理士事務所からの毎月の報告をもとに経営の課題等が検討され、3年間の利用率等の分析がされている。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○	2 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○	3 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○	4 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		経営課題を明確にした具体的な取組について、設備面では水道の直結工事や水タンクの設置、砂場の整備等を、職員体制としては非常勤保育教諭の正職員化等を課題として明らかにしている。経営状況や改善すべき課題等は理事会に議案として挙げて役員間で共有が図られ、職員に対しては職員会議等で説明されている。課題改善に向けては、計画に基づいて保育教諭一人が正規雇用され、水道の直結工事や積立金の確保など、経営課題の改善に取り組まれている。	

項 目			評価 結果
<b>I-3 事業計画の策定</b>			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○	3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○	4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定について、中・長期計画には、理念や基本方針の実現に向けた重点項目として事業管理や財務管理、人事管理についてそれぞれ詳細な項目が設定され、5年間(2018~2022年度)の計画となっている。その内容は設備や人材育成、教育研修、子どもへの教育体制、安全対策、地域貢献、積み立て計画等となっており、具体的な内容となっている。数値目標等については一部数値が表示されている。中・長期計画は毎年、見直されている。</p> <p>中・長期の収支計画の作成が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○	2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定について、今年度の事業計画には、はじめの挨拶文で今年度取り組む事業として、中・長期計画の内容を反映して非常勤職員の正職員化や固定遊具の充実、第三者評価の受審等の内容が明示されている。事業計画は、前年度の実施状況の評価し、2月に園長や副園長、主幹保育教諭の三役会議で見直し案を作成し、各クラスのリーダーで構成されるリーダー会議に諮って決定される。職員には3月の全体職員会議で周知している。市の様式である年間行事予定表には誕生会や消防訓練、交通安全指導、園長連絡会、職員や園長の研修会、保・幼・こ・小連絡会議等が記載された行事計画になっている。全体的な計画については、中・長期計画に示された家庭や小学校、地域との連携、安全安心、養護、教育及び保育の計画が明示されている。</p> <p>単年度の事業計画に中・長期計画の年度の事業を具体的に明示することが望まれる。</p>	



項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し、職員の理解について、事業計画は作成の手順に基づき、2月に三役会議で前年度の実施状況を評価して次年度の事業計画案を作成している。作成された案は各クラスで検討された後、リーダー会議で決定している。決定された事業計画は3月の全体職員会議で説明して周知している。今年度は第三者評価受審に向けた勉強会をグループごとに開催し、自己評価の理解を促す取組が実施されている。	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		事業計画の保護者等への周知について、事業や行事等については入園のしおりで説明され、年度初めの保護者会等でも資料を配布して説明している。事業計画の資料は市の様式である年間行事予定表を使い、研修会(認定こども園園長研修会、子ども保育教諭研修会、沖縄県幼児教育合同研修会等)や毎月の行事、避難訓練、健康診断、保護者会等が記載されている。コロナ禍のため今年度は保護者会等の中止により、資料の配布のみとなっている。事業計画については保護者等の参加を促す観点から、園だよりに「今月の行事」と「次月行事予定」欄を設け保護者へ配布して周知し、掲示やお手紙等でも周知されている。今年度からラインの一斉メールを活用して迅速に保護者に周知する取組がなされている。	

項目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>教育・保育の質の向上に向けた組織的・計画的な取組については、学校評価計画書を作成し職員による自己評価に基づいて園評価を年2回実施し、保護者アンケートや学校関係者評価を毎年実施してPDCAサイクルに基づいて取り組んでいる。自己評価は教育・保育の基本や健康管理、安全管理、食育、アレルギー対応、特別な支援を要する子どもへの対応等、12項目について中間評価と最終評価が園長等により実施されている。訪問調査後に自己評価の内容として、組織運営(園運営・クラス運営)の項目、及び課題と具体的な取組の欄を追記し改善されている。学校評価はリーダー会議で検討して決定し、職員会議で周知されている。第三者評価は今回が2回目の受審である。</p> <p>職員アンケートを集計・分析した結果から抽出した課題を改善計画に反映させることに期待したい。訪問調査後に見直された自己評価の内容に沿った職員及び組織(園全体)の自己評価の実施が望まれる。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>評価結果に基づく認定こども園として取り組むべき課題を明確にした計画的な改善策の実施については、学校評価計画に課題として自己評価の結果や保護者アンケート内容の検討、学童クラブと担任との引き継ぎ、DVD作成等が記載されている。課題は職員会議で共有が図られている。2020年度改善計画を作成し、重点項目として園庭、教育・保育、玩具・絵本、掃除、その他の5項目が課題として作成され、改善の取組は職員全員が分担して担当している。改善計画は評価・見直しを行い、2021年度の計画が作成されている。保護者アンケートの要望に、コロナ禍で行事に参加できない保護者のためにDVDを作成して配布し、保護者から子どもの園生活がよくわかったとの声が多く、今年度も作成する予定である。学校関係者評価では、学童クラブとの引き継ぎを検討していく改善方針が示されている。</p> <p>保護者アンケートや学校関係者評価、職員自己評価結果の集計・分析に基づく課題を文書化するとともに改善計画に位置づけることが望まれる。</p>	

項目		評価結果	
<b>II 組織の運営管理</b>			
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		施設長の役割と責任の職員への表明として、園長の役割は運営規程や職務分掌表に明記され、年度初めの全体職員会議等で、今年度の園経営や運営に関する方針を明確にしている。「入園のしおり」の園長メッセージで、自らの役割と責任について保護者や職員へ説明し周知を図っている。災害や事故等の有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任は副園長と職務分掌表に明示されている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、経理規程で売買、賃借権、請負その他の契約は一般競争契約を基本とする等、利害関係者との適正な関係の保持が明記されている。園長は会計責任者として毎月の税理士事務所との会議に参加し、行政主催の会議等に参加して遵守すべき法令等を把握している。子ども・子育て支援法や学校教育法、児童福祉法、個人情報保護法、労働安全衛生法等の遵守すべき法令一覧表を作成し、職員会議等で職員に周知するとともに事務所に掲示している。個人情報保護の立場から事業所外での入力禁止とし、職員に周知している。	

項目		評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント	教育・保育の質の向上への意欲をもち取組と指導力の発揮については、学校評価計画の一環として年2回の自己評価を実施し、学校関係者評価及び保護者アンケートを毎年実施している。2020年度改善計画で、五つの重点項目として園庭、教育・保育、玩具・絵本、掃除、その他の課題を明確にし、改善に取り組んでいる。今年度は「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮したこども園の活動と工夫」のテーマで新たな研究計画に取り組み、感染症予防対策マニュアルを確認している。クラスでの活動場面ごとに感染予防の対策をし、その記録をとることで教育・保育に生かしていくため、園長をはじめ職員全体で取り組んでいる。職員の意見を取り入れて、ラインによる一斉メールで今年度から保護者に情報を提供する取組を始めるなど指導力を発揮している。職員の質の向上に向けては、虐待防止や発達支援研修、食中毒防止研修等を実施し、職員の研修の充実を図っている。	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、毎月税理士事務所との報告会議に参加して月次報告書からデータ分析を行い経営の改善に取り組んでいる。働きやすい職場環境をめざし、短時間勤務職員や用務員を採用し、子どもの看護休暇や介護休暇の5日間の有給制度の導入、調理師資格取得を目指している職員への支援などが行われている。今年度は家庭との連携を充実させるため、携帯メールによる保護者への一斉送信システムを導入して業務の実効性を高めている。園長は三役会議(園長、副園長、主幹保育教諭)や意思決定機関であるリーダー会議に参加して設備や遊具整備等の決定事項の実践に取り組んでいる。	

項 目			評価 結果
<b>II-2 人材の確保・育成</b>			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組については、非常勤職員の正職員への登用を中・長期計画に位置づけ、今年度は1名の正規職員化が図られている。短時間保育教諭や用務員を配置することで職員の処遇改善を図っている。人材確保については、ホームページでの職員募集や実習生への説明会の開催、大学等の合同就職説明会等に参加している。	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
		2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
		3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○	5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		総合的な人事管理については、理念、基本方針に基づいた「期待する職員像」は中・長期計画に「めざす保育教諭像」として明記されている。職員採用については就業規則で選考採用すると定められている。年2回の職員自己評価を実施し、評価票に職員の目標が記載され、職員面談を園長、副園長で行い、職務に関する成果等を評価している。職員面談で次年度の希望クラスを確認して配置し、職員の希望を取り入れて固定勤務の採用を行うなどの改善を行っている。正職員や非常勤、パート職員等の給与規程が整備され、将来の姿を描くことができる仕組みがある。 配置や異動、昇進や昇格に関する人事基準を定めるなど、一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力等を評価することが望まれる。	

項目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○	7 改善策については、福祉人材や人管理体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについては、労務管理の責任者は園長となっている。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等の就業状況は事務で把握されている。就業規則で職員の悩み相談窓口が設置され、園長や事務主任が職員の相談に応じている。通勤距離が長い場合、早出の出勤が厳しい職員に配慮した事例がある。職員のメンタルヘルス調査や年2回の職員面談を行って職員の心身の状況を把握し、職員が働きやすい環境整備に努めている。福利厚生として沖縄県社会福祉事業共済会と福祉医療機構退職手当共済制度に加入して退職金の支給制度がある。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、固定勤務の配置や1歳未満の子を養育する職員の残業は1日2時間以内とする、法定休日の勤務免除等が就業規則に明記されている。今年度から子の看護休暇と介護休暇の5日の有給が制度として導入されている。全クラス2～3人の複数担任制とし、採用後6か月に満たない職員に対して年休の前取りが認められるなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
		3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組について、期待する職員像として「子ども一人ひとりを大切に、ともに行動することができる職員、保護者の求める支援ニーズを的確に把握し実践できる職員、チャレンジ精神にあふれる行動力を持った職員」の3つを掲げて実践につなげている。9月と3月に実施される年2回の職員自己評価において一人ひとりの目標を設定し、教育・保育実践の振り返り等の12項目について評価を行い、9月の園長中間面接で進捗状況を確認している。3月には、目標達成状況が確認されている。</p> <p>職員自己評価に目標項目の設定はされているが、目標水準及び目標期限の欄を追加し目標の達成状況の確認ができることが望まれる。</p>		

項目		評価結果	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、中・長期計画に期待する職員像を明示している。運営マニュアル(職場研修)の研修計画に保育者に求められる専門性として保育実践の基礎等の5項目について新人、5年、10年等の経験年数に応じた内容が明示されている。園内研修や外部研修としての管理職研修、スキルアップ研修、キャリアアップ研修等の受講後は研修報告書が提出されている。今年度は第三者評価受審に向けて全職員対象に園内勉強会が実施されている。研修計画の見直しは次年度の研修計画策定時に行われている。</p> <p>定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しが望まれる。</p>		
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、幼稚園教諭や保育士の資格取得状況等は事務局で把握し、知識や技術水準等については毎年の職員自己評価や面談等で把握している。新人職員に対しては、新人育成計画に基づき新人育成マニュアルに沿ってリーダー等によるOJTが実施され、評価や課題等が記録されている。職員は発達支援研修や食育研修、虐待防止研修等に参加して研修報告を提出している。外部研修の情報は職員会議等で提供して参加を勧奨している。職員が研修に参加する際は、園長や副園長、主幹保育教諭がクラスに入って補充し、配慮している。</p>		

項目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3 専門職種の特徴性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組については、「実習生受け入れマニュアル」に基本姿勢を明示している。担当者は主幹保育教諭で、実習生受け入れについて、保護者には「園だより」で、職員には週案会議で報告している。実習のプログラムとして観察実習と参加実習、部分実習、責任実習が組まれている。実習生受け入れ時はオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書を提出させている。実習生一人ひとりのプログラムを作成して取り組み、実習指導者には「実習生指導マニュアル」を読み合わせて研修を実施している。学校側との連携については、担当教諭との事前打ち合わせを実施し、実習期間中は必要に応じて電話連絡し、担当教諭が一度は来園している。</p> <p>「実習生受け入れの流れ」には、保護者や職員への事前説明についても記載することに期待したい。</p>		
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページに教育・保育目標やデイリープログラム、年間行事、事業報告、決算書類、前回の第三者評価結果と苦情への対応について公開されている。保護者からの「外の手洗い場に石けんを常備して」や「鉄棒がさびている」等の要望には即、対応し、改善・対応の状況を園内に掲示(1か月)して公表している。パンフレットは地域の公民館や学童クラブ、子ども食堂に置かれ、園庭開放時や見学に来た親子に配布している。</p> <p>園長が近隣の保育園や高齢者施設、学童クラブ、子ども食堂等を訪れて挨拶することもあるが、地域に対してこども園の理念や教育・保育目標、方針等を説明し、こども園の存在意義や役割を明確にすることが臨まれる。</p>		



項目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、経理規程や文書取扱規程が整備され、職務分担表に職務分掌と権限・責任が明記されている。事務や経理、取引等は法人の事務長が行い、毎年、内部監査が実施されている。認定こども園の事業や財務については、税理士事務所や社労士からコロナ禍における補助金制度の情報提供等や、職員の勤務時間について「確実に休みは確保されているが、グループによって休みに差があるため調整が必要」との助言があり、11月と2月に調整することになっている。介護・看護休暇については、無給であったが、理事会にかけて就業規則を見直して有給(5日)にしている。		
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○ 3	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○ 4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント	子どもと地域との交流を広げるための取組として、地域との関わり方については、教育・保育計画に地域・家庭との連携計画があり、「地域の人と触れ合うことで人との様々な関わり方に気づく」と考え方が記載されている。地域の社会資源として「困ったときの相談先」のポスターが掲示されている。学童クラブや児童デイサービス、ちびっ子サッカークラブ、子ども食堂等のチラシを玄関近くに置き、保護者が自由に手に取ることができる。古蔵こども園の園長が中心になって地域の幼稚園や保育園に働きかけて定期的に、保・幼・こ・小連絡会議を開催し、交流会活動に子どもたちが参加できる職員体制を整え、地域の高齢者施設との交流も年1回実施している。園庭開放時に訪れた親子をお楽しみ会やハロウィンパーティーの行事に招待して子どもたちと交流する機会を設けている。保護者には必要に応じて医療機関や発達支援センターを紹介し、就学支援申請の情報等も提供している。		

項目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にした体制の確立としては、マニュアルに「ボランティア受入れにより子どもの生活の充実を図る」と基本姿勢を明記し、地域の学校教育等への協力は、「小学4年生以上を対象とする」としている。ボランティア受入れの担当は主幹保育教諭で、受入時はオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書を得ている。読み聞かせボランティア「沖縄おはなしの会ちゃん」が定期的に来園し、活動記録が整備されている。中学校の職場体験等も受け入れている。昨年度は地域ボランティアによる園内の樹木の伐採や草刈り作業が実施されたため、こども園としてボランティア保険に加入している。</p> <p>マニュアルについては、登録手続やボランティアの配置等についても明記されているが、子どもや保護者、職員への事前説明についての追記、及びボランティアの流れが中学校の職場体験用となっているため、一般のボランティアにも対応できるように、見直しが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	○	5 地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6 (認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント	<p>認定こども園として必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携については、近隣の小学校や医療機関、学童クラブ、公園、コンビニ等、社会資源の一覧表を作成し、掲示して職員間で共有している。保・幼・こ・小連絡会議は年間計画を作成して定期的で開催し、小学校の授業見学の実施、小学1年担任と支援学級の教師による講演会の開催等に取り組んでいる。古蔵こども園が小学校区内の保育園等に働きかけ、小学校と連携して就学前の子どもの情報交換や小学5年生による読み聞かせ、小学校の給食体験などの取組を通じた交流活動も行っていたが、コロナ禍のため昨年度から中止している。誕生月の親子が小学1年生の授業を見学する交流活動については、感染対策をとりながら今年度も継続している。古蔵こども園の園長が保・幼・こ・小連絡会議の軸を担っている。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応については、園長と担任が家庭訪問を実施し、必要に応じて那覇市の子育て支援室や児童相談所と連携している。</p>		

項目		評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通して、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
	2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
	3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通して、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント		地域の福祉ニーズ等を把握するための取組として、地域の親子を対象に月～金の午前2時間、園庭開放を行っている。その中で「保育園とこども園の違いは?」や「子どもへの対応の仕方に困っている。どうしたら良いか?」、「3歳児の受入れはないですか?」などの相談があり、地域のニーズの把握の場にもなっている。 保・幼・こ・小連絡会議や小学校区内の保育園等との交流活動や民生委員・児童委員等を通じた地域の具体的な福祉ニーズの把握、及び地域住民に対する相談事業等を実施する中でニーズを把握する等、多様な方法による地域の福祉ニーズの把握が望まれる
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
	○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○ 3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント		把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、那覇市防災危機管理課と連携し、災害発生時の避難場所として古蔵こども園が指定され、備蓄の保管場所にもなっている。子育て支援事業実施計画が策定され、園庭開放や地域教育相談、育児相談、栄養相談の事業が明示されている。地域コミュニティの活性化への貢献としては、漫湖公園の桜まつりやスーパーのイベント時に園児の絵を展示するなどの協力をしている。 コロナ禍により計画の実施には至っていないが、子育て支援事業実施計画にもとづく地域教育相談や育児相談、栄養相談等を通して認定こども園のノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組が望まれる。

項目		評価結果
<b>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</b>		
<b>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</b>		
Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○ 8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組については、理念や基本方針に子どもを尊重する姿勢が明示され、全国保育士会の「倫理綱領」を使用している。職員は年2回の振り返り(保育士自己評価)を実施し、園長と副園長が面接している。クラス会議で個々の子どもへの配慮事項を確認し、父(母)の日の取組等は、母子(父子)家庭の子どもの親の意向も確認しながら個別に配慮している。今年度は、子どもの誕生日にハッピーメッセージ(おたんじょうびおめでとう)の手作りワッペンをその日に手渡し、皆でお祝いしている。オリンピックやパラリンピックで活躍する選手の記事を掲示するコーナーを設け、クラス毎に子どもたちが世界の国旗を書き、国旗あてクイズに挑戦している。子どもを尊重する姿勢は、プライバシー保護や虐待防止マニュアル等に反映され、職員会議で年1回研修を実施している。子どもから差別的な言葉が出たときや保護者からの「仲間に入れてもらえない」の訴えがある場合は、担当が子どもに事情を聞いて帰りの会で子どもたちに考えさせる機会を設けている。時には「ともだちごっこ」や「ともだちひきとりや」などの絵本、「バリアフリーについて」の紙芝居等を活用してお互いを尊重することについて考えてもらうこともあり、子どもたちには機会あるごとに時間をかけて説明している。出席簿は生年月日順とし、ヘアスタイルや服の色も男女関係なく好きなものを選んで良いことを認め、性差への固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>外国籍の子や肌の色が違う、発達の遅れている子ども等に対して互いに尊重する方針について、保護者には面談時に説明しているが、保護者の理解を図る取組として入園のしおり等に子ども一人ひとりの尊重を明記するとともに、全体場で説明することも望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育については、プライバシー保護マニュアルを作成して職員会議で確認している。保育室の窓ガラスには目隠しシートを貼って外から見えないように配慮し、着替え時はカーテンで男女を仕切るとともに、全裸にならないで着替える方法を指導している。皆と一緒に着替えることを気にする子どもには、一人で着替えができるコーナーを利用させ、時間をずらして着替えてもらう等の配慮をしている。トイレにはドアが設置されている。</p> <p>プライバシー保護に関する取組について、入園のしおり等に記載して保護者に周知することが望まれる。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報の提供については、パンフレットを地域の公民館や学童クラブ、子ども食堂等に置いている。パンフレットは写真やイラストを使い、色使いにも配慮してわかりやすく作成されている。見学にきた親子には園長や副園長、主幹保育教諭が対応し、パンフレットを使って説明している。パンフレットは毎年見直されている。</p>		

項目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	2 教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	3 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	4 教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○	5 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント	<p>教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明について、入園時は重要事項説明書と入園のしおりで説明し同意を得ている。進級時は学級開きで担任が説明している。子どもの状況に応じた個別対応の変更については担任と園長で子どもの様子を見てもらいながら保護者に説明して発達支援センターにつなぎ、認定を受けて児童デイの利用に至った事例もある。入園のしおりは保護者等が理解しやすいように大きな文字で写真やイラストも使って項目ごとにわかりやすく記載されており、パワーポイントで説明している。入園式の前の面談で、外国籍や配慮が必要であることを把握した保護者の場合は別室で個別に説明し、一緒に書類の記入をしている。重要事項説明書に特別支援保育についても記載し、特に配慮が必要な保護者への説明についてのルールは文書化することに期待したい。</p>		
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	2 認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○	3 認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応として、「転園に関する手順書」と「退園に関する手順書」を整備し、「古蔵こども園退園後の対応について」の引継ぎ文書を作成している。認定こども園の利用が終了した後の相談等への対応は園長と副園長、主幹保育教諭が窓口となり、必要に応じてクラス担任が対応している。退園や転園に際しては、「古蔵こども園退園後の対応について」の引継ぎ文書を使って説明し、文書は保護者に手渡している。退園後の支援体制について、市の子育て支援室と連携して家庭訪問を実施した事例がある。</p>		

項目			評価結果
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>利用者満足の上昇を目的とする仕組みの整備と取組については、帰りの会で子どもたちの意見を発表させる機会を設定し、上手に話せない子には担任がフォローしている。月曜日の朝に開催される「なかよし会」で全員に今週の予定を知らせ、その後、行事の持ち方等について各クラスで子どもたちの意見を聞いて行事運営に反映させることに努めている。保護者には年2回の定期と行事後のアンケートを実施するとともに保育参加や個人面談時も保護者満足度を把握する機会としている。保護者会には園長と担当職員が出席し、保護者アンケートは担当職員が集計して園長と副園長、主幹保育教諭が分析し、職員会議で検討することになっている。保護者アンケートからは、「性教育」や「LGBTについて」、「子どもたちが喜び思い出に残ることがしたい」等の意見や要望が出されている。保護者会とともにCAP研修を実施し、生活発表会のDVD作成等が行われ、こども園が研修費とDVD作成費用の補助をしている。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>苦情解決の仕組みが確立し周知・機能しているかについて、苦情解決責任者は園長で苦情受付担当者は主幹保育教諭とし、第三者委員2名が選出され、重要事項説明書に記載されている。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、保護者アンケートを実施し、玄関に意見箱と記入用紙が準備されている。保護者からは直接担任に苦情の訴えがあり、「泥遊びで汚れた服がそのままだった」や「仲間に入れてもらえない」等についての苦情解決記録が保管され、検討内容や対応策については、保護者に回答すると共に園内に約1か月掲示している。保護者からの苦情ですぐ解決できるものについては園内での公表にとどめている。保護者アンケートの鉄棒の安全に対する不安の訴えに、鉄棒の下にゴムチップを敷いて安全性の確保を図っている。重要事項説明書には第三者委員の連絡先(電話番号)の記載にも期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備と保護者への周知について、重要事項説明書に相談窓口と第三者委員を記載し、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが園内に掲示されている。保護者からの意見や相談に対応するスペースも確保されている。</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたりする複数の相手として、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会や市の相談窓口も重要事項説明書に追記することが望まれる。</p>		
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、送迎時の保護者とのコミュニケーションやアンケートの実施により保護者の意見の把握に努めている。「保護者からの相談や意見に対しての対応マニュアル」と「苦情等(ご意見・要望含む)解決のマニュアル」を整備している。個別相談の記録を作成して保管している。保護者からの相談や意見に対しては迅速に対応しており、検討に時間がかかった事例は特にないが、「鉄棒が錆びている」の意見には錆を落とし、その後、買い換えて対応している。マニュアルは年度末に検討し、新年度の入園式後の職員会議で職員に周知している。</p>		



項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	<input type="radio"/> 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	<input type="radio"/> 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	<input type="radio"/> 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	<input type="radio"/> 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制については、責任者を園長、リスクマネージャーを主幹保育教諭とし、全職員で構成するリスクマネジメント委員会が設置されている。事故発生時の対応マニュアルや不審者対応、水難事故、散歩時の事故等、リスクの種類別に危機管理マニュアルを整備して職員会議や新人研修等で全職員に周知している。オンデマンドでの「保健衛生、安全対策」の研修受講や消防署職員による心肺蘇生法とAED研修が実施されている。園で発生した事故やヒヤリ・ハットについては、職員が参加して事故の再発防止策を検討した事故報告書及びクラス毎のヒヤリ・ハット検証記録報告書が作成されている。他園で、「体調が悪く、親の迎えを待っている子どもを職員の確認不足で遊びに参加させてしまった」等の事故事例を収集し、要因分析や対応策が検討されている。安全年間計画が作成され、交通安全教室を開催し、毎月安全点検表に沿って「遊具・園庭」や「各クラス・事務所・厨房」と施設内外の安全点検が実施されている。園庭では安全性に欠ける固定遊具の使用中止や撤去を行い、熱中症対策に遮光ネットが設置されている。雲梯や鉄棒での事故防止として安全マットの設置やゴムチップの舗装工事を行い、職員の見守り体制を指導計画書に位置付ける等の安全対策が講じられている。事故防止に向けて、古蔵こども園ヒヤリ・ハットマップや安全マップを作成して毎朝、早番担当職員による園庭の安全チェックが行われ、24時間作動の防犯カメラも設置されている。園内でのケガ発生時は、園賠償責任保険や園児団体傷害保険に加入して保障されている。</p>	

項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○ 7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、リスクマネジメントの責任者を園長としている。感染症対応マニュアルや新型コロナウイルス感染症対応マニュアル、給食室の安全衛生マニュアル等が作成され、職員会議でマニュアルの読み合せを行って全職員に周知している。保健衛生安全対策リーダーを中心に「新型コロナウイルス感染症に配慮した子どもの活動」や「嘔吐物処理」に関する園内研修が実施され、各クラスに嘔吐物処理キットを配置している。県内での新型コロナウイルス発生後は、マニュアルに沿って毎日、玄関や室内を次亜塩素水で消毒し、毎朝、家庭での検温チェックシートを提出させ、登園時及び日中の検温実施、手指の消毒、マスク着用や咳エチケットの指導をし、歯磨きやうがい後は毎回洗面台を水で流すとともに消毒を徹底し、遊戯室には空気清浄機を設置する等、予防策が講じられている。子どもに感染症の疑いが生じた場合は、保護者が迎えに来るまで職員室で対応している。入園のしおりで、インフルエンザ等の感染症に罹った場合の登園基準が示され、保護者に説明されている。園内で感染症が発生した場合は、感染症名と発生人数を玄関に掲示し、ラインで一斉送信することになっている。県内の感染症流行状況も掲示する等、保護者への情報提供が行われている。</p>		
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ 5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取組については、災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が編成されている。災害時の対応として火災・地震・台風・不審者対策マニュアルが作成されている。安全年間計画や避難訓練年間計画が作成され、毎月、火災や地震、不審者侵入等を想定した避難訓練が行われ、年1回は消防署と連携した総合訓練や県の地震津波避難訓練にも参加している。訓練時はクラス担任が出席簿と職員や保護者の緊急連絡簿、非常災害時の引き渡しカードが入った緊急用リュックを持ち出し、子どもの安否を確認している。コロナ禍により小学校との合同訓練は中止となっている。日頃から、高い位置に落下物を置かないことや出入口に物を置かないことを徹底し、遊戯室や各クラスのピアノも転倒防止策を施し、年2回防災設備の定期点検も実施されている。賞味期限が記載された備蓄リストが作成され、飲料水やわかめご飯、カレー、アレルギー対応非常食クッキー等が約1週間分備蓄され、園長と事務職員が管理している。市が作成した地域安全マップを掲示し、海拔等が示された古蔵こども園安全マップも独自に作成している。災害時の地域住民の避難場所として古蔵こども園が市の指定を受け、近隣にある同法人保育園と地域の保育園の備蓄保管にも協力している。</p> <p>災害対応マニュアルや重要事項説明書及び入園のしおりには、火災発生時や津波・地震発生時の第一及び第二避難場所が記載されているが、齟齬があり統一が望まれる。災害発生時において教育・保育を継続するために必要な対策についての計画作成が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
<b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b>			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○	2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	○	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	○	4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	○	5 (認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。	
コメント		<p>教育・保育に関する標準的な実施方法の文書化については、苦情等解決対応や事故発生時の対応、災害時対応や実習生受け入れ及びボランティアの受け入れ等、各種マニュアルが整備されている。プライバシー保護マニュアルには、排泄や着替え時の子どもの羞恥心への配慮が示され、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルには、感染者や濃厚接触者のプライバシーを保護し配慮することが記載され、人権尊重の姿勢が明示されている。マニュアルは、種別毎に全体職員会議で読み合せ、新任職員には園長やクラスリーダーが指導計画書の作成等について、個別に指導している。新型コロナウイルス感染症マニュアルや教育・保育計画書は各クラスに設置し、その他のマニュアル類は職員室で職員がいつでも確認できるようになっている。毎月1回、園長と主幹保育教諭が各クラスを回り、手洗いなど感染症対策マニュアルに沿った教育・保育が実施されているかを確認している。支援が必要な子どもに対しては教育・保育が画一的にならないように子どもの特性に応じた指導援助が行われている。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	○	2 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	○	3 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○	4 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント		<p>標準的な実施方法の見直しについては、年度末にを園長、副園長、主幹保育教諭、各クラスリーダー保育教諭でマニュアルを検証して見直している。今年度は新型コロナウイルス感染症対応や健康管理、危機管理や苦情解決対応等、多数のマニュアルが見直され、ラインの導入にあたっては、新たに「ライン公式アカウントのマニュアル」が作成されている。職員から安全チェックリストの項目内容や嘔吐物処理キットの内容を変更する提案があり、マニュアルの見直しに反映されている。保護者から「運動会で戦隊ヒーローの楽曲が多い」との意見があり、行事開催時の楽曲選定を見直している。</p> <p>マニュアルの見直しにあたっては、さらに内容の整合性等の検討が望まれるとともに制定年月日から最新改訂の履歴が分かるような記載に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画作成の責任者を設置している。	
		2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4 (認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	○	5 (認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	○	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	7 (認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
	○	9 (認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
	コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な作成については、全体的な計画に基づいて指導計画が作成され、指導計画作成の責任者は園長となっている。アセスメントは入園時の面接で基本的な生活習慣の達成状況を確認し、家族構成や成育歴、予防接種状況等は児童票で把握している。「指導計画を策定するための手順書」が作成され、特別な配慮を必要とする子どもについては、市の発達支援センターからの巡回相談時や子どもが利用している児童デイサービス事業所との会議等で子どもの情報等を得て保護者の意向や同意を得て、個別支援計画が作成されている。個別の教育支援計画についてはクラス担任が作成し、主幹保育教諭や園長が確認している。年間指導計画は、年度末に職員会議で評価・反省が行われ、週・日案は毎週木曜日の週案会議で評価する体制となっている。</p> <p>指導計画は、全体的な計画に掲げている各種計画を反映し、年間指導計画や月別指導計画も全体的な計画を踏まえて作成し「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が反映されることが望まれる。週・日案は、週末の反省・評価から次週の子どもの姿を捉え、その子供の姿に基づいたねらいや内容を設定し、子どもの発達や実態に即した計画と実践となるよう作成することが望まれる。週案会議においては、指導計画に沿った内容の検討及び実施記録の作成が望まれる。指導計画の作成にあたっては、アセスメントに基づく課題の協議や課題に沿った目標の設定等、アセスメント手法の確立が望まれる。</p>	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	5 (認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
	コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、「指導計画の見直しの手順」が作成されている。毎週、園長と主幹保育教諭、各クラス担当保育教諭が参加して週案会議が開催され、週・日案の評価・見直しが実施されている。週案会議での確認事項は、翌日のクラス会議に報告して情報を共有し、次週の指導計画書が作成されている。指導計画を緊急に変更する教育・保育内容については、マニュアルに沿って職員間で話し合い、園長と主幹保育教諭に確認して実施している。クラス活動の予定について、晴天時は園庭、雨天時は遊戯室と計画に位置付けている。コロナ禍により水遊びの予定日を変更し、登園自粛期間は2クラス合同での教育・保育が実施されている。</p> <p>年間指導計画は、年度末に職員会議で検討し評価されているが、月間指導計画についても検討・評価の実施が望まれる。</p>	

項目			評価結果
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○ 4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント		<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況等は、認定こども園が定めた様式に記録されている。日々の記録は、日誌やクラスノートに1日の反省や気になる子どもの個人記録が記載されている。子ども一人ひとりの教育・保育の実施は、期毎(年5回)に記載する児童観察記録簿や指導要録、児童票等が整備されている。記録内容や書き方に差異が生じないように各クラスの週・日案の担当を輪番制にし、クラスリーダーの指導を経て主幹保育教諭に提出して確認されている。新人職員には、園長やクラスリーダーによって記録や書類作成の個別指導が実施されている。情報の共有については、重要案件で周知を必要とする情報は全体職員会議や週案会議及びリーダー会議で報告し、指導計画作成については、週案会議及びクラス会議で共有し、園内のパソコンネットワークでも情報を共有している。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント		<p>子どもに関する記録の管理体制は、個人情報保護規程やプライバシー保護マニュアルが作成され、子どもの記録の保管や保存、廃棄、情報の開示に関する事項を定めている。記録簿の管理責任者は園長となっている。個人情報の漏洩対策については、児童票やパソコンデータ等の持ち出しを禁止し、書類等は事務所の金庫で鍵を掛けて保管している。個人情報の取り扱いについての職員研修を実施し、就業規則に守秘義務が明記され、採用時は誓約書を徴している。保護者に対しては、入園説明会で個人情報の取り扱いについて説明し、「個人情報使用同意書」を提出させている。ラインやブログは、外部から直接アクセスできないようIDとパスワードで漏洩対策がとられている。</p> <p>各記録については、文書取扱規程で「文書の保存(記録)の基準一覧表」が作成されているが、「週・日案・年間計画書」や「園児事故・疾病記録簿」、「給食記録簿」等は、運営規程に基づいた保存期間とすることが望まれる。こども園において個人情報保護方針や利用目的の公表に期待したい。</p>	

項 目			評価 結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断 基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	—	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント	<p>子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、虐待対応マニュアルやプライバシー保護マニュアルが整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。園内に「虐待発見時の通報」のポスターを掲示し、全体職員会議で「子どもの権利条約」や「倫理綱領」の読み合せを行うとともにオンデマンドで「虐待防止」の研修を受講し、CAP研修も実施されている。権利侵害の防止と早期発見については、子ども虐待防止マニュアルの「早期に気づくためのチェックリスト」を活用し、日誌に子どもの変化を記載して、虐待等の疑いや気になる事案は、クラス担任から主幹保育教諭や園長に報告し、市の子育て支援室や児童相談所と連携している。</p> <p>就業規則等に職員による子どもへの虐待及び不適切な関わりの禁止の追記を期待したい。</p>		

		項 目	評価 結果	
<b>A-2 教育・保育内容</b>				
<b>A-2-1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成</b>				
47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	
判断基準		a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
		b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
		c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
		○	2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
		○	3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
		○	4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
		○	5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。
		○	6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。
		○	7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
		○	8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント		<p>全体的な計画には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領で明記されている「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいた養護と教育・保育の各領域や子どもの発達過程や教育・保育時間、特色ある教育及び保育、小学校との連携、家庭との連携、地域との連携、特別支援教育、行事や健康、環境・衛生、安全管理、食育、子育て支援等で作成されている。カリキュラム・マネジメントやアクティブラーニングの方針も設定されている。全体的な計画は、毎年2月に園長、副園長、主幹保育教諭、各クラスリーダー等が参加する職員会議で検証・評価し、次年度の計画作成に反映させている。</p> <p>着眼点5と6は、項目42において指導計画の内容として説明されている。</p>		

項目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○ 2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備については、各クラス等に温度計・湿度計を設置し、朝や食事時間等に体感や子どもの声を聞いて確認し、冷房の温度設定に対応している。コロナ対策も考慮して常に窓を開けて換気に心がけ、外から見えないように窓に目隠しシートを貼っている。環境衛生検査(飲料水・空気・ダニアレルゲン・照度等)を定期的に行っている。園内の設備・用具の衛生管理は、子どもたちと一緒に遊ぶ遊具や人形の洗濯等を、コロナ対策として現在は日光消毒やアルコール消毒を週1回実施し、消毒チェックリストを作成して管理すると共に、菌の付着状況の検査も行っている。安全点検簿や清掃点検表を作成し、全職員で対応している。家具や遊具の素材について、机や椅子は木製で軽く、子どもでも持ち運びがしやすい作りになっている。子どもが落ち着いて遊べる空間の配置がされ、くつろげる場としてママゴトや生き物のコーナーがあり、ゴザや机、椅子が設置され、少人数で遊べる工夫がされている。午睡は、子どもに応じて身体を休める対応をしている。ランチルームが設置され、三大栄養素や食事マナー等の教材も掲示している。現在は、コロナ禍のため給食時は使用せず、育てた野菜を使ったクッキング(ピザ作り)等、クラス単位の活動の場として使用している。トイレは、4歳児用、5歳児用にそれぞれ、洋式や和式、男子小便器(支援児への配慮あり)があり、ドアが設置されている。シャワーは、お湯のスイッチが子どもの手の届かない場所に設置され、トイレは定期的に点検し、チェック表で管理している。</p> <p>男子小便器のしきりの設置や室内温度の温度計による定期的な確認方法に期待したい。</p>		
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○ 2	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○ 3	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○ 4	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○ 5	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○ 6	せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育については、入園時の子どもの状況を把握するため、各年齢の担任が11月に面接を行っている。家庭での様子や子どもの基本的習慣、遊びの状況等を把握し、進級児の申し送りと一緒に新担任に引き継いでいる。転園児童については、送られてくる要録を参考にしている。一人ひとりの子どもの状況を把握し教育・保育を行っている。遊びの中での対応は、一人ひとりの遊びや生活の状況、使いたい遊具がないややりたい遊びができない等、それぞれの場面で子どもの気持ちを受け止めてその場にあった対応をし、繰り返し行うことで子どもがことばで表現していけるように配慮している。年齢に応じたことばかけをし、4歳児には、欲求を聞き、危険なことに対しては理由を伝えて理解できるように話している。5歳児は、ルールを守って遊ぶことができるようになることを目指し、4月はルールを教えながら遊びを進めている。急かすことをせず制止させる言葉を用いないで、穏やかに話せるよう心がけている。</p>		



# 項 目

評価  
結果

50

項 目			評価 結果
A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、基本的な生活習慣年間計画を作成し、週案に位置づけている。活動の際は写真を掲示し、一人ひとりに応じた声かけや関わりを工夫している。食事や着替えの時等、次に繋がる活動について説明し、時計を見ながら時間を目安に取り入れる等の工夫をしている。時間内に終わらせない子に対しても時間を延ばす等の対応をしている。お箸の使用に関しては、フォークやスプーンも一緒に置き、無理強いせず、食事以外でもお箸遊びを取り入れながら、一人ひとりに合わせて進めている。コロナ対策として歯磨き指導は、食事を一斉に済ませ、一人ひとりの間隔を開けて並ばせ、一人が終わるたびに消毒をする等、工夫して対応している。活動と休息のバランスは、水分補給を促し、ゴロゴロタイムや静かな遊びの時間を取り入れる等で対応している。掃除当番を通して、友だちと一緒に活動を進める楽しさを味わえるよう取り組んでいる。基本的な生活習慣の大切さについては、絵本や紙芝居等を活用して分かりやすく対応している。健康診断や歯科検診については、健康な身体作りを意識できるように心がけている。</p> <p>基本的な生活習慣について週案に位置づけられているが、4～7月における指導内容の検討及び4歳児、5歳児の年齢ごとの具体的な対応が望まれる。</p>		

# 項 目

評価  
結果

51

		項 目	評価 結果
51	A⑥	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
○ 6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。			
○ 7 子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。			
○ 8 子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。			
コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、方針としてアクティブラーニングを位置づけ、子どもたちが主体的に活動できる環境を整備している。室内では、各クラスの部屋以外に遊戯室や絵本コーナー、ランチルームがあり、廊下には、座ってくつろぎ、遊べる空間がある。各部屋では、用具(製作用のハサミやリ、クレヨン等)やおもちゃ(ママゴト、人形、ブロック等)が子ども目線に置かれ、選んで遊べるようになっている。網や虫かごを設置して虫取りができるように配慮されている。グッピーやめだかも各部屋で観察できる。壁面には、育てたひまわりの種を使用した花火の絵等が掲示されている。絵本の部屋には、同じ本が数冊準備され、同時に読めるように配慮されている。遊戯室では8000ピースのカプラを使って子どもたちが制作した聖火台や五輪マーク、スカイツリー、首里城など大型の作品もあり、友だちと協力して自由にイメージを膨らませて制作されている。オリンピックの開催に合わせ、壁面には子どもたちのイメージを膨らませる工夫をした掲示物が有り、やってみたいという期待感やオリンピックへの憧れの芽生えを育む内容となっている。園庭は広く、固定遊具(鉄棒、雲梯2カ所、登り棒、ブランコ、砂場)があり、子どもたちはドッジボールやサッカー、竹馬、フープなど身体を思い切り動かして活動している。外部講師による運動遊び(体育)があり、月2回、全園児を対象に体育指導年間計画に基づいて、マットや鉄棒、跳び箱、縄跳び、トランポリン、ボール遊びが取り入れられている。園庭一角の梅やガジュマル、バンシルー、アカギ、竹などの樹木で木登りや虫取りをし、うさぎ小屋もあり、小動物に触れ合う場にもなっている。花壇には朝顔やひまわり、千日紅が植えられている。食育としてピーマンやなす、ゴーヤー、おくら、きゅうり等が栽培され、給食で食べ、家に持ち帰ることもある。ハウライカガミが植えられ、おごまだらが卵から幼虫、黄金の蛹を経て成虫になる変態の様子が観察できる。園外保育として、昨年は、11月の秋の遠足(芋掘り等)や2月のお別れ遠足(漫湖公園)を実施している。</p>		
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		
	n わからない、判断できない。		
着眼点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。		
	2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。		
	3 子ども表情を大切に、応答的な関わりをしている。		
	4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。		
	5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。		
	6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。		
コメント	0歳児は在籍していないため、非該当。		

# 項 目

評価  
結果

53

A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
	5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
	6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
	7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント		3歳未満児(1・2歳児)は在籍していないため、非該当。	

54

A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント		<p>3歳以上児の教育・保育における環境整備と、教育・保育の内容や方法への配慮について、4歳児は、個々に応じた対応を心がけ、友だちとの繋がりを大切にし、ルールのある容易な集団遊び(イス取りゲーム、鬼ごっこ等)を取り入れている。年長への憧れが育ち、挑戦したいという気持ちに繋がっている。ゲームで負けて泣いて参加を嫌がる子や制作を途中で終わる子には、自分がやりたいことに挑戦して最後までやり遂げる経験ができるように、発達に合わせて難しいと思うときには手伝いながら、保育教諭がサポートする体制を整えている。5歳児は、場の環境に慣れ、遊びを楽しみ、ルールを守って遊ぶ大切さを知って友だちと協力して活動できるサポートを心がけている。カプラを使っの製作では、友だちと一緒に目的を持って粘り強く挑戦し、発見があり、興味を持って取り組み、5歳児ならではの作品を仕上げています。小学校の教師が見学し、連携のきっかけの一つになっている。5歳児はお互いのできることを教える機会を持つことで、自信にも繋がっている。小学校に向けての意識も徐々に持てるよう対応している。隣接している小学校の体育や運動会の練習を見てリレーやエイサー等をやってみたいという気持ちが育ち、園で始めるきっかけにもなっている。子どもが主体的に活動し、自己肯定感を持つことができるような環境を工夫し、成長過程を見守り、適切に働きかける工夫がある。保・幼・こ・小連絡会議を古蔵こども園の園長が中心となって地域のこども園や保育園と連携して関わりを継続している。今年度は、コロナ禍のため、行事等の縮小や中止があるが、1年生の授業見学は継続していて、子どもの誕生月に、保護者と子どもと一緒に参加している。保護者への伝達は、日々の保育の伝達以外に、園だよりやブログ(毎日更新)、クラス便り(年3~4回)、その他、玄関先へのお便り等で知らせ、連携がとれるようにしている。昨年は、保育参観ができなかったので、代わりに日々の生活や活動をDVDに納めて、保護者に配布して好評を得ている。</p> <p>着眼点1は、3歳児が在籍していないため、適用しない。</p>	

# 項 目

評価  
結果

55

		項 目	評価 結果
A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断 基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	○	8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、建物や設備については小便器使用時の支えや洋便器が設置され、室内では子どもがくつろげるようにゴザ等を敷いて環境整備に配慮されている。特別支援児への配慮については、個別の指導計画を作成し、特別支援コーディネーターを配置し、担当職員は研修を受講している。今年度は7人の支援児が在籍し、クラスに3人の職員を配置してクラス担任が個別の教育保育支援計画を作成している。計画内容として、長期目標、短期目標(聞く、見る、話す、運動、身体、安全、描く、作る、人間関係、集団参加、生活)、手立て(教師の援助・環境整備)、評価、記録及び引き続きの課題の記入欄がある。計画に基づいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われ、具体的な支援内容が記録されている。子ども同士の関わりについては、短期目標に友達と一緒に紙芝居等を楽しむ、生活や遊びを通してお互いに切磋琢磨して成長していくことが記録されている。保護者との連携として、個別の教育支援計画IIで保護者の同意を得ている。その内容には、こども園での実態(生活面、集団生活)、家庭での実態や保護者の願い、目標、家族の同意欄がある。日々の情報共有は専用ノートを使用している。発達支援センターの心理専門員による年2回の巡回指導があり、支援児へのかかわり方や保護者からの相談にも対応している。</p> <p>他の保護者への適切な情報を伝える取組として、個人面談等で実施しているとされているが、障害のある子どもの教育・保育の実施について重要事項説明書等への表示に期待したい。</p>		

# 項 目

評価  
結果

56

		項 目	評価 結果
判断 基準	A⑩	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
		n	わからない、判断できない。
着 眼 点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
	○	2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。
	○	4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
	○	5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
	○	6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。
	○	7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。
	○	8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。
	○	9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている
コメント	<p>在園時間の異なる子どものための環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行い、朝の受け入れは異年齢の子どもと一緒に過ごす保育として8時まで出入口に近いホールや絵本コーナーで受け入れている。8時からは各クラスに移動し、18時半まで各クラスで過ごせるよう配慮されている。一時預かりも含めて、3時には手作りのおやつが提供されている。延長保育の場合は駄菓子等の補食が用意されている。午睡については、ゴザや畳等を使用してゆったり過ごすことができる対応をしている。今年度は一時預かりや延長保育を通年で利用する対象児はいないが、不定期に1日単位での利用児がいる。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子について、保護者とクラス担任との連携は引継ぎ簿にクラスの連絡内容を記録し、当番保育教諭から保護者に伝える体制になっている。特別な連絡はお便り帳への付箋メモや電話で対応している。1号認定子どもの長期休暇後においては活動内容に差が出ないように、日々の支援に順応できるよう配慮している。指導計画に長時間保育や1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容の位置づけを明確にし、長期休暇後や延長保育時の対応の記録が望まれる。</p>		

# 項 目

評価  
結果

57

		項 目	評価 結果
A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
	○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
	○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
コメント	<p>小学校との接続、就学を見通した計画にもとづく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画と5歳児の年間や月間指導計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。小学校との接続計画として、接続期カリキュラムが作成されている。小学校との連携は、近隣のこども園や保育園、小学校との保・幼・こ・小連絡協議会有り、交流活動として連携計画が作成され、古蔵こども園の園長が主体となって展開している。昨年の実施状況は、1年生の授業見学に誕生月の園児と保護者が参加し、近隣のこども園や保育園で古蔵小学校へ入学予定の子どもも参加している。5年生との交流(読み聞かせ会、給食試食会)、プール活動、1年生のお招き会は中止となり、1年生から園児にメッセージがプレゼントされている。小学校との合同運動会も昨年からは中止し、それぞれで実施している。教員との連携については、小学校担任とこども園の保育教諭が情報交換を行い、こども園の公開保育が実施され、5年生とこども園でレクリエーションが予定されている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の視点にもとづいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>		

項目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	<input type="radio"/>	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	<input type="radio"/>	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
	<input type="radio"/>	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	<input type="radio"/>	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	<input type="radio"/>	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	<input type="radio"/>	7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルが作成され、健康支援(健康の記録、感染症の登園基準、内科健診、歯科健診、身体測定、予防接種)や与薬(考え方、与薬のルール、預かり手順)、食物アレルギーについて具体的な内容になっている。マニュアルに基づいて入園時の調査票や面談で、子どもの既往症や予防接種の状況を把握して児童票に記録している。日々の一人ひとりの子どもの健康状態は登園時の観察(視診)や検温等、日々提出される健康観察シートで把握している。保健計画が作成され、計画にもとづいて健康支援と健康観察、感染症や疾病への対応が行われ、計画は職員が対応しやすい具体的な内容になっている。子どものケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡するとともに必要時は囑託医等の受診を支援し、保護者が迎えに来るまでは園で対応している。入園のしおりに子どもの健康診断等についても記載され、入園時に保護者に説明されている。</p> <p>着眼点7と8は、乳幼児が在籍していないため、適用しない。</p>		
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	<input type="radio"/>	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	<input type="radio"/>	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント	<p>健康診断や歯科健診の結果の教育・保育への反映について、囑託医による内科健診と歯科健診、尿検査は年2回、蟻虫と視力、聴覚検査を1回実施し、結果は健康診断表に記録して関係職員に周知している。健康診断の結果票を保護者に配布し、再検査や治療の必要な園児には受診を勧め受診結果の報告を受けている。歯科健診終了後は保護者へ健診結果を報告し、虫歯のある子どもには、治療をすすめている。虫歯のない子どもや治療済みの子どもには、なかよし会(全園児集会)で「虫歯ゼロの表彰」が実施されている。保健計画に歯磨きを位置づけて歯磨きの習慣化に取り組んでいる。</p> <p>健康診断や歯科健診、視力、聴覚検査の結果について、課題を保健計画に反映させ、子どもの体の在り方、虫歯治療の把握の仕方、視力検査後は目の大切さの意識づけ等について、教育・保育に反映した指導の工夫が望まれる。</p>		

# 項 目

評価  
結果

60

		項 目	評価 結果
A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○ 4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○ 5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○ 6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師からの指示による適切な対応に関して、アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては、全体的な計画の食育計画に位置づけられている。古蔵こども園アレルギー対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて子どもの状況に応じた対応を行っている。重要事項説明書の食事の提供方法についての項目に「食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください」と表示している。申し出た保護者に対して「食物アレルギーを持つ園児の給食指示書について(お願い)」の文書を発行している。それに基づいて食物アレルギー等のある子どもについては、医師からの「生活管理指導票」(診断書及びアレルギー抗体検査表)を年1回提出させ、園と保護者との会議を実施するとともに保護者から医師の指導票に基づいた「除去食依頼書」を提出させ、調理室には、アレルギーの種類と子どもの名前と写真を掲示している。保護者に給食の献立の食材一覧表を提供して除去食の確認をお願いし、確認の提出後は厨房職員が個別の除去食材表も確認して誤食の防止に努めている。アレルギーのある子どもの食器やトレイは色を変え、記名し、除去確認シートを添付して配膳する等、他の子どもとの相違に配慮され、これまで誤食等の事故は発生していない。厨房職員は「食物アレルギーへの対応」等の研修を受講して職員会議で伝達研修を行っている。アナフィラキシーショックに対応できるよう、エピペンが準備され、使い方は給食会議において全職員で確認している。重要事項説明書にアレルギー対応を表示し理解が得られるようになっている。</p> <p>アレルギー対応マニュアルに、アレルギー以外の慢性疾患(小児喘息やアトピー性皮膚炎)についても追記が望まれる。</p>	



項目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント	<p>食事を楽しむことができる工夫として、食育年間計画が作成され、全体的な計画や指導計画に食育を位置づけている。子どもたちが楽しく食事がとれるよう、季節に合わせてゴーヤーやニンジン、大根等を植え付け、子どもたちが水やりから収穫までを担い、人参等は給食の食材として味わい、大根は持ち帰って家庭で調理することで、子どもたちが食に関心をもち、食に関する豊かな経験ができるよう取り組んでいる。ランチルームを設置しているが現在はコロナ禍のため密を避けて各クラスで給食を食べている。食事はランチオンマットを使用し、食器は絵の描かれた耐熱用のセラミックを使用しているが、カレー等は陶器を使用している。子どもの発達に合わせてフォークや箸が使用されている。子どもが達成感を味わえるように園児の食べられる量を器に盛り、偏食のある子どもには少量から挑戦できるように配慮されている。毎月、保護者に配布する給食だよりに献立表と食に関する情報を掲載して提供している。給食に提供したメニューの調理方法を一品ごと印刷して保護者が自由に得ることができるよう玄関先に置いてある。</p>		

# 項 目

評価  
結果

62

		項 目	評価 結果
A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断 基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>子どもが美味しく安心して食べることのできる食事の提供については、法人内の栄養士が作成した献立にもとづいて1週間前に契約店に食材を発注し、前日に納品され、園内の厨房で調理している。検食は園長が行い、不在の場合は副園長や主幹保育教諭が行って業務日誌に記録している。残食調査は厨房職員が行い、給食日誌に記録されている。毎月、園の給食会議を開催して子どもの嗜好等の情報交換をしている。その結果を、厨房職員が法人内の栄養士に報告して、献立に反映できるようにしている。食事は、天然ダシにこだわり、季節や行事に配慮した献立と手作りのおやつが用意され、残食も少ない。調理室は、透明のガラス張りで、ランチルームから中の様子が見え、子どもたちが食への関心を持つことができ、調理員も食事の様子が見られるようになっている。季節感のある献立としてオクラやゴーヤー、デザートにスイカ等が提供されている。地域の食文化としてイナムドゥチやケーブイリチー、セーフアン、サーターアンダギー等が毎月提供されている。行事食として2月は赤鬼さんライス、3月は雛寿司、5月はこいのぼりハンバーグ、7月は七夕にちなんでひし形コロケが提供されている。衛生管理マニュアルにもとづき調理員の検便や調理室の衛生管理チェックも行なわれている。給食施設現況及び栄養定期報告を保健所に提出し、栄養素等充足率が確認され、献立については全体的にバランスの良い食事提供がされていることが評価されている。</p> <p>現在はコロナ禍のため厨房職員等による食事の様子を見たり話を聞いたりの機会が持てない状況にあり、早期の復活に期待したい。クラス担当からの日々の残食調査票の残食量の表示はメニュー毎に多い、少ないの明示の変更に期待したい。</p>		

項目			評価結果
<b>A-3 子育て支援</b>			
<b>A-3-(1) 家庭との緊密な連携</b>			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、保護者との日常的な情報交換は送迎時に行い、必要に応じて手紙や電話で連絡している。月末はクラス担当職員が出席ノートにコメントし、支援を要する子どもは連絡ノートを活用して情報交換している。教育・保育の内容について、保護者の理解を得る機会として入園のしおりに園行事予定表を記載し、学級開きでは全体的な計画を配布して説明している。毎月の園だよりには、4歳児と5歳児の指導のねらいや行事予定、お知らせ等を掲載している。玄関には子どもたちに好評の給食レシピの紹介や特別保育のお知らせ、クッキング等の子どもたちの活動写真が掲示され、毎日子どもの様子を伝えるブログも配信されている。誕生会や運動会、親子苗植等に保護者が参加し、子どもの成長を共有している。家庭の状況や保護者との情報交換は、入園時の面接資料や個別面談記録簿に記載されている。コロナ禍で行事等への保護者の参加が制限される中、体育遊びや舞台発表、給食の様子をDVDにして保護者に配布されている。保育参観等は小学校の授業参観に合わせて設定し、個人面談は、1号認定の子どもは保護者の迎えに合わせて行い、2号認定の子どもは保護者の勤務に配慮して調整している。</p>		
<b>A-3-(2) 保護者等の支援</b>			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント	<p>保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時や個別面談、行事参加時に保護者とコミュニケーションを図り信頼関係を築くようにしている。「保護者からの相談や意見に対してのマニュアル」を作成し、職員室に相談スペースを確保して保護者等からの相談に応じる体制を整備している。保護者からの子ども同士の関わりについての相談に、クラス担任が子どもや保護者に寄り添いながら対応していることが個別相談記録簿から確認できる。個別面談に際しては、事前に相談したい事を保護者に記入して提出してもらい、相談内容によっては、園長、副園長、主幹保育教諭に伝えて助言を受け、場合によっては発達支援センターの紹介や医療等の専門機関に繋げる等の支援をしている。</p>		

# 項 目

評価  
結果

65

		項 目	評価 結果
A⑳	②	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
	○	7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
コメント	<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないよう毎朝、視診チェックしている。子どもの状態の変化として、身体のアザや怪我、服の汚れや食事の摂取状況の変化等を確認し、送迎時の保護者の言動や子どもへの対応に注意を払い、兄弟がいる場合は担任同士で情報交換して発見に努めている。不適切な養育の疑いがある場合は、家庭訪問や電話等で保護者に声掛けし体調や精神面の援助を行っている。不適切な養育を発見した場合は、園長に報告し、市の子育て支援室や児童相談所と連携した対応が行われている。子ども虐待防止マニュアルが整備され、職員会議でマニュアルを読み合せて周知し、「幼児の体罰・虐待について」や「虐待防止」等の職員研修が実施されている。</p>		